

## 令和3年第2回砂川市議会定例会

令和3年6月14日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 継続費の逡次繰越しについて
- 日程第 6 議案第10号 普通財産の売払いについて
- 日程第 7 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
多比良和伸議員  
武田 真議員  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定  
自 6月14日 3日間  
至 6月16日
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 継続費の繰越しについて
- 日程第 6 議案第10号 普通財産の売払いについて
- 日程第 7 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
飯 澤 明 彦 君	増 井 浩 一 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	河 原 希 之

保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監	小 林 哲 也
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和3年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、多比良和伸議員及び武田真議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第97回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

[表彰伝達]

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

4ページ、総務部政策調整課の関係では、3点目の砂川市第7期総合計画第1次実施計画の策定について、3月31日、本市の目指す「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現に向け、砂川市第7期総合計画で示した基本施策の目標及び基本事業の狙いに基づき、総合的、経済的かつ計画的な事業の推進を図るため、令和3年度から令和5

年度に実施すべき事業を具体的に示した「砂川市第7期総合計画第1次実施計画」を策定したところであります。

次に、4点目の第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けた取組について、2月22日から3月23日まで、第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）に対するパブリックコメントを実施するとともに、3月31日、関係団体との懇談会等を踏まえ、本市が直面している人口減少と地域経済の縮小を克服し、本市における「まち・ひと・しごと創生」の実現に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間の目標と具体的施策を取りまとめた「第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところであります。

次に、5点目の砂川市強靱化計画の策定について、3月31日、災害に対する強靱な行政機能や地域社会等をつくり上げ、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守るため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「砂川市強靱化計画」を策定したところであります。

次に、6点目の砂川市総合教育会議の取組について、3月18日、第2回会議を開催し、砂川市教育大綱、小中学校適正規模・適正配置等について意見交換を行ったところであります。また、3月29日、砂川市の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な目標及び施策を定めた「砂川市教育大綱」を策定したところであります。

次に、6ページ、庁舎建設推進課の関係では、5点目の新庁舎の完成について、3月31日、令和元年8月に着工した砂川市役所庁舎建設工事が当初の予定どおりに完成し、工事施工業者から新庁舎の引渡しを受けたところであります。

次に、7ページ、7点目の新庁舎開庁式の開催について、5月6日、新庁舎での業務開始に先立ち、新庁舎開庁式を市民代表、市議会議員、建築業者及び協力業者など47名参加の下、挙行し、新庁舎の開庁を迎えたところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など5つの運動を実施しているところであります。

次に、9点目のおくやみ窓口について、5月6日、新庁舎の開庁に併せ、死亡に伴う手続を一括して行う「おくやみ窓口」を1階9番窓口に設置し、業務を開始したところであります。

次に、10ページ、13点目の砂川市一般廃棄物処理基本計画の策定について、3月29日、砂川市廃棄物減量等推進審議会での審議を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの本市における一般廃棄物の処理に関する基本方針を定める「砂川市一般廃棄物処理基本計画」を策定したところであります。

次に、12ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、3点目の第6期砂川市障害福祉計画の策定について、3月31日、砂川市障害者地域自立支援協議会での審議等を踏まえ、

令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等の必要量と提供体制確保に関して定める「第6期砂川市障害福祉計画」を策定したところであります。

次に、15ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、5月10日から市内高齢者施設等の入所者及び従事者に対する巡回接種を開始し、5月24日からはふれあいセンターを会場として実施する集団接種を開始したところであります。

次に、5点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等について、4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことから、任意で設置していた対策本部から同法に基づく砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部に再度移行したところであります。また、4月23日から5月28日までに本部の会議を5回開催し、5月16日からの北海道における緊急事態措置等について情報共有を図るとともに、公共施設の取扱い、市が主催する行事及び市ホームページ等での市民への周知など、対応について協議したところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月27日、28日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市、砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を行ったところであります。実施区間は国道12号北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は221柵、花種はマリーゴールド5,000株、柵管理者は地先商店主等の197人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月26、27日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の32人です。

次に、17ページ、9点目の地域おこし協力隊について、地域ブランド構築事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、面接を行い、4月1日より採用したところであります。

次に、19ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育状況はおおむね順調に進んでおり、病虫害の発生も見られないところであります。

次に、20ページ、10点目の地域おこし協力隊について、農作業支援に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、面接を行い、4月1日より委嘱したところであります。

次に、21ページ、開発推進課の関係では、2点目の砂川駅前地区整備基本計画の策定について、2月13日から3月15日まで、砂川駅前地区整備基本計画（案）に対するパブリックコメントを実施したところ、3名から3件の意見があり、意見の概要と市の考え方をホームページ及び情報公開コーナーで公表するとともに、3月29日、パブリックコメント等を踏まえ、駅前地区整備における施設内容や規模などを定めた砂川駅前地区整備基本計画を策定したところであります。

次に、24ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいの推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、（1）永く住まいの住宅改修補助金は25件、598万7,000円、（2）まちなか住まいの等住宅促進補助金は16件、695万7,000円、次ページでございます。（3）高齢者等安心住まいの住宅改修補助金は7件、116万3,000円、（4）住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、18万円、（5）老朽住宅除却費補助金は7件、274万6,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の住み替え支援事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、（1）登録物件促進補助金は5件、50万円、（2）同居近居促進補助金は6件、60万円、（3）子育て支援補助金は9件、150万円、（4）移住促進補助金は5件、100万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、28ページ、市立病院の関係では、2点目の令和3年度附属看護専門学校の入学生状況について、一般入学受験者40名のうち、合格者16名、推薦入学試験合格者12名、合計28名の学生が4月15日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生30名・2年生31名・3年生30名の総数で91名となったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1ページ、2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は普通学級及び特別支援学級を合わせ、小学校で1学級の減、中学校で1学級の増となりました。児童生徒数は、小学校で31人、中学校で10人それぞれ減少し、全体で41人の減少となりました。

次に、3点目の砂川市立小中学校適正配置基本計画の同意について、4月21日に中学校1校の同意を得て、全ての小中学校PTAと合意形成が整いました。

次に、2ページ、4点目の第1回砂川市立小中学校統合準備委員会について、6月1日に市役所で開催し、委嘱書交付、経過説明及び協議内容等の確認、意見交換を行いました。参加者は、委員21人、傍聴者4人でした。

次に、5点目の第1回砂川市小中一貫教育推進委員会について、6月3日に市役所で開催し、委嘱書交付、経過説明及び協議内容等の確認を行いました。参加者は、委員16人、傍聴者5人でした。

次に、6点目の学校運営協議会の指定について、4月1日付で学校運営協議会の設置校として新たに豊沼小学校、中央小学校、空知太小学校、北光小学校及び石山中学校を指定しました。

次に、8点目の令和3年度全国学力・学習状況調査について、5月27日に実施し、対象科目は小学6年生の国語と算数、中学3年生の国語と数学で、対象人数は小学6年生102人、中学3年生108人でした。

次に、9点目の令和3年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、4月22日にウェブ上で開催され、令和4年度及び5年度の募集学級数等の計画内容について調整・精査を進め、次回の協議会で提示するとされました。なお、協議会開催に先立ち、6月1日に計画案が公表されましたが、砂川高校の募集間口数については9月の計画決定時に示すとされています。

次に、社会教育課所管では、3ページ、1点目の放課後学校について、5月10日から17日にかけて各小学校で開設し、来年2月までの期間、砂川小学校及び中央小学校は隔週月曜日の開催で15回、豊沼小学校は毎週金曜日の開催で28回、空知太小学校は毎週水曜日の開催で30回、北光小学校は毎週木曜日の開催で30回を実施する予定であります。

次に、図書館所管では、4ページ、1点目の第3次砂川市子ども読書活動推進計画について、子どもの読書活動の推進に関する法律の規定に基づき、第3次砂川市子ども読書活動推進計画を本年3月に策定しました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の第2期砂川市スポーツ推進計画について、スポーツ基本法の規定に基づき、第2期砂川市スポーツ推進計画を本年3月に策定しました。

次に、2点目の地域おこし協力隊について、総合体育館でトレーニング機器を活用した健康指導等の活動に従事してもらうため、地域おこし協力隊員を募集したところ、3名の応募があり、面接を行い、2名を決定し、5月1日から採用しました。

次に、3点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会について、6月3日に役員会及び総会が書面会議により開催され、令和2年度の事業報告及び決算報告と令和3年度の事業計画案及び予算案について承認されました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 繰越費の通次繰越しについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 繰越費の通次繰越しについての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

令和2年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、光ファイバ整備事業は金額2億606万円、同じく3項戸籍住民基本台帳費、事業名、窓口キャッシュレス化事業は金額82万円、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は金額238万9,000円、7款商工費、1項商工費、事業名、中小企業振興対策事業は金額9,867万6,000円、10款教育費、2項小学校費、事業名、学校教育活動継続支援事業は金額400万円、同じく3項中学校費、事業名、学校教育活動継続支援事業は金額160万円、同じく4項社会教育費、事業名、図書館環境整備事業は金額339万9,000円、同じく5項保健体育費、事業名、窓口キャッシュレス化事業は金額25万8,000円、全額を翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国、道支出金及び地方債であり、それぞれ合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次、報告第2号 繰越費の通次繰越しについてご報告申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく繰越費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

令和2年度砂川市一般会計繰越費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設工事(継続事業2年度分)でございます。繰越費の総額は35億6,739万5,000円であり、令和2年度繰越費の予算額は32億7,146万4,000円ありますが、そのうち令和2年度支出済額が31億4,309万1,000円であり、残額1億2,837万3,000円を翌年度、すなわち令和3年度へ通次繰越しするものであり、その財源は繰越金1億2,837万3,000円であります。

次に、同じく2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設工事(継続事業初年度分)でございます。繰越費の総額は2億1,576万3,000円であり、令和2年度繰越費の予算額は6,635万4,000円ありますが、そのうち令和2年度支出済額が

5, 916万円であり、残額719万4,000円を翌年度、すなわち令和3年度へ通次繰越しするものであり、その財源は繰越金719万4,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第6 議案第10号 普通財産の売払いについて

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第10号 普通財産の売払いについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第10号 普通財産の売払いについてご説明いたします。

提案の理由であります。砂川市が所有する道央砂川工業団地用地を北海産業株式会社売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の処分に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示につきましては、砂川市西7条北23丁目270番9の地目、雑種地、1万7,071平方メートルであります。

2、予定価格は、2,799万6,440円であります。

3、売払いの相手方は、苫小牧市あけぼの町2丁目2番1号、北海産業株式会社代表取締役、伊藤光雄氏であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地用地売払い図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第10号についての質疑を行いたいと思うのですが、以前から土地開発公社から市が買っていて普通財産としている一部、工業団地の中の土地であるわけですが、今のところ工業団地を売る場合、大体平米2,000円とホームページ等でも知らされているのですが、今回の予定価格を見ますと、単純に割り返しますと平米1,640円ということになって、大分値段を下げての販

売ということになるわけですが、まずその点についてお伺いをします。

それから、売払いの相手方は北海産業株式会社になるわけですが、北海産業さんを買っていただくのは大変ありがたいことなのですが、どのような利用のされ方をしようとされているのか、ここで工場でも建ったり人を雇ってもらったりすれば砂川市の活性化のためにつながっていくとも思いますし、その2点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君（登壇） それでは、活用方法のご質問もございましたので、単価を含めて私からご答弁申し上げたいと存じます。

このたびの土地を売却する相手方の北海産業株式会社につきましては、既に工業団地内に事務所を有しております、令和元年度には今回売却する土地に隣接する土地を資材置場として購入され、活用しておりますが、さらに用地が必要となったことから、今回売却する土地の半分ほどを購入したいとの意向でございました。市としましては、土地の半分を売却することになりますと分筆などの経費が必要であることに加えまして、不整形地が残地となり、今後の売却に困難を生じることとなることから、1筆での購入を要請していたところでございます。なお、単価につきましては、前回の売却単価が1平方メートル当たり2,000円でありましたが、1筆を分割せずに購入していただけるよう交渉した中で、固定資産評価額の減額率を基に1平方メートル当たり1,640円としまして、1筆の全てを契約するに至ったものでございます。

また、土地の活用方法につきましては、先方からは資材置場や雪の堆積所として利用すると伺っているところでございまして、企業振興促進条例の土地取得における補助制度には該当しないものでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今答えていただいたのですが、最初の提案説明は総務部長がされて、私の今の1回目の質疑に対して経済部長がされているのですけれども、提案者と答弁者が替わっているのです。この辺が何でそうなっているのかというのを、1回目の質疑ではしていませんけれども、質疑させてもらえるならさせていただきたいと思うのですけれども。もう一つは2,000円を何で今回安くという質疑をしたのですけれども、本来だったらもう少し少ない土地だったのが全体を買ってくれるということで値下げをしたということになるのかと、そこは分かりました。

ただ、現場に私も行って見たのですけれども、今まで買われていたところはプレハブがたくさん並んでいて、満杯状態だというぐらいの感じのところであったので、今の経済部長のお話でいくと、人を雇ったり事務所が建ったりということではなく、プレハブの置場としてということが主流なのかと思うのですけれども、そこを1点確認させていただきたいと思います。

それから、先ほど言ったように、現場に行ってみますと、もう既に販売予定のところ

重機が入ったり、ダンプが土を持っていったりしている状況が見られたのです。販売予定の土地全体、表面の整備が既に始まっているように見受けられたので、このところはこの議決をもってして契約ということだと思えるのですが、契約前にもう既に手がついているような状況が見られました。これは、まずお伺いするのは、どちらが工事というか、整備をしているものなのか、売り手がやっているのか、買い手がやっているのか、この確認も併せてお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） まず、提案者と今の答弁者の違いという部分でございます。工業団地の売却に関しましては所管は経済部ということで商工労働観光課が行っておりますし、市有財産の管理、それから契約関係につきましては総務部で対応しているという今までの流れそのものでございます。

それから、今現在重機が入っているという部分でございますけれども、それは土地の管理をしている砂川市が工業団地を売るに当たって事前に必要な整備をしているというものでございます。今回買っていただいた部分につきましては、通常の草刈り等々を、近隣に住民の方がいらっしゃらないという部分もありまして、細やかな取扱いはしていないものですから、枯れ草等々が複層に土地に蓄積して、工業団地といえどもすぐ使えるような状況にはなっていないということで、本来であれば工業団地として売るべき形にしなければいけないとございますので、枯れ草が複数層になっておりますので、市でそこを撤去するという作業をして、工業団地の体をなして売却することになっているところでございます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 購入する土地の活用方法ということでございまして、1回目のご答弁でお話をしたとおり、資材置場、現在使われているところが建設工事用のハウスの置場になってございますので、このような形の活用方法が中心になるかと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目で最後の質疑になるのですが、今お話を伺うと砂川市が整備をしているということなのですが、重機が動いて、ダンプが走って、かなりの広さですから、それなりのお金がかかるだろうと思うのですが、こちらはそういう予算を予算書で見たことは今のところないので、どんなお金を使いながらこの整備をされているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 整備の部分でございます。市有地、公有地を管理する上で、修繕料を常時経常的に予算化させていただいておりますので、その中で活用させていただ

て整備したものでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から議案第4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による被保険者に係る国民健康保険税の減免の特例規定に関し、対象となる期間を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につ

きましてはアンダーラインを表示しております。

附則第39条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険税の減免の特例の定めであり、同条中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例規定に関し、対象となる期間を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

附則第8条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免の特例の定めであり、同条中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 私から議案第9号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。砂川市総合体育館内において、柔道場を廃止するとともにトレーニングルームを設置することから、使用料の区分を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市体育施設条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第1、砂川市総合体育館使用料であります。個人使用の項中「柔道場」を「トレーニングルーム」に改め、同表専用使用の項中「・柔道場及び」を削り、4ページになります。同表備考中、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に第6項として「トレーニングルームの使用は、中学生以上とする。」を加える

ものであります。

附則として、この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億449万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億2,938万円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債4,260万円を補正し、補正後の限度額を12億7,420万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業であります。

14ページをお開きいただきたいと存じます。7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費で中小企業等振興補助金30万円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、新たな需要や雇用の創出等を目指す創業者に販路拡大及び売上げ拡大に必要な経費の一部を補助することにより、継続的な経営に向けた支援を行うものであります。同じく二重丸、企業振興促進補助金1億5,000万円の補正は、砂川市企業振興促進条例に基づき、工場施設等を建設した事業者に対する補助金であります。

次に、16ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で二重丸、除雪機械整備に要する経費5,375万7,000円の補正は、平成14年度購入の除雪ドーザーは経年劣化による馬力の低下や故障の際の部品の確保も難しくなるなど、稼働に影響が出ていることから、ロータリー部分を交換することで除雪ドーザーとしても使用可能なロータリー除雪車に更新し、ロータリー除雪車を2台体制として除雪体制の強化を図るためのロータリー除雪車購入費であります。

次に、18ページ、12款諸支出金、2項4目介護保険会計繰出金で一つ丸、介護保険会計繰出金44万円の補正は、介護保険システムを改修する経費の一般会計の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で1,109万3,000円の補正は、除雪機械整備事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金であります。

次に、19款繰入金で1億5,080万4,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、22款市債で4,260万円の補正は、除雪機械整備事業に係る過疎対策事業債であります。

以上が歳入であります。

なお、20ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第2号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億809万2,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費でアンダーラインを表示しております電算システム改修委託料132万円の補正は、社会保障・税番号制度の情報連携に係るデータ標準レイアウトの変更に伴う介護保険システム改修に要する経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金88万円、7款繰入金44万円の補正は、いずれも介護保険システム改修に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の増によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号、第8号及び第9号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第9号、体育施設条例の一部改正についての質疑を行いたいと思います。

実は今回の条例の改正を見てびっくりしたのですけれども、体育館の使用料の中にトレーニングルームがずっと入り込んだだけということなのです。このトレーニングルームを造るためには2,200万円ほどの予算を使って機器などもかなり多く購入しましたし、

私が聞く限りは結構評判で、人気が出そうなトレーニングルームでよかったとは思っているのですが、ただこの条例改正の使用料を見ますと、具体的に言うと、体育館の使用料、体育館に入るときに150円払えば、あとそのままトレーニングルームに入ってトレーニングができる。時間区分としては午前と午後と夜間しか分かれていませんので、つまり150円で午前中ずっと誰か一人やり続けられる。そういう人がいるかどうかは分からないのですが、条例からするとまさにそういう結果になってしまうと思うのです。

別料金を私は徴収してもよかったのではないかと思います。例えばこの使用料のほかに、器具使用料とかといって取ることはできないことはなかったと思っているので、この辺のところの費用対効果というか、ただ単純に体育館の150円の使用料にトレーニングルームが加わるというだけではなく考えられなかったのかと思いますので、その辺の理由をまず伺いすると、それから先ほども言いましたけれども、市外、市内というのがこの条例の中では区別がついていません。市外の方が来られても市内の方が来られても同じ150円で利用できるのですが、最近周辺のまちでは市内と市外の方々の使用料に少し差をつけるというところが多くなっているようにも思います。

つまり先ほどの話でいくと、午前中、午後、午後なら午後に市外の方がトレーニングルームを結構使われていくとすると、市内の方がトレーニングルームを使おうと思ってもなかなか使用ができないという状況が生まれかねないとも思うのです。そんな意味からして、先ほど言ったように別料金をつけながら、市内、市外の料金に少し差をつけてみるとか、もう少しこのトレーニングルームについては工夫が必要だったのではないかと思いますので、その辺も併せて今回の提案の理由をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、もう一点なのですが、トレーニングルーム、先ほどから言っていますけれども、高齢者の方にも、あるいは女性の方々にもなかなか注目を浴びていまして、女性の皆さんにお話をお伺いすると、男女は同じで、トレーニングルームの中で一緒に運動するのだろうか、私は嫌だという人も、全然気にしないという人もいらっしゃるのです、もちろん。ただ、汗をかいた男の人がそばで運動されているのは嫌だという方も数いらっしゃるものですから、その辺のところというのは全く考えなく今回は提案ということになるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 (登壇) 3点の質疑がありましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、トレーニングルームの機器使用料として別料金としなかった理由についてでございます。総合体育館の使用料につきましては、従前より重油、灯油などの燃料費や電気、水道料の光熱水費などの直接経費を基本として算出した使用料で設定しておりましたが、人口減少により利用者が減少傾向となっていたこと及び使用料も近隣市町の体育館と比べて割高な状況から、平成26年度に特に一般の方の使用料について近隣体育館と同程度の

使用料とし、利用しやすい料金体系に改正したところであります。

また、以前トレーニングルームを設置したときにはアリーナ等の使用料より高く設定していましたが、利用者が年々減少し、トレーニングルーム廃止前には1日平均二、三人程度の利用と非常に少ない状況でありました。これらの経過を踏まえ、今般の使用料設定においても、トレーニングルームの設置に際し現在ある柔道場を改修などを行わないでそのまま利用できることや更衣室、シャワー室の利用も必要なほか、最近はアリーナのランニングコースを走る方も多く見られることから、ランニングコースとトレーニングルームの利用、あるいはアリーナ、サブアリーナを利用した方にも一緒にトレーニングルームを利用してもらえるように考え、加えて今回導入する機器は高齢者や健康増進を意識した人たちなどにも幅広く利用してもらえるよう、アリーナ、サブアリーナと一体の使用料としたところであります。

続きまして、市外の人等が多数で長時間利用した場合、市内の人が使用できなくなるのではないかということの質疑についてであります。現在総合体育館の利用につきましてはアリーナ、サブアリーナなどの個人使用及び専用使用に関しては市内外を問わず利用していただいている状況であり、今般のトレーニングルームの利用についても同様な扱いとするものであります。トレーニングルームの設置に際し、指導員として地域おこし協力隊による市民を対象とした事業の実施も予定しており、事業を通じて多くの市民の方に利用していただけるよう計画するところであります。また、人によりトレーニングルームの使用時間が様々であります。長時間に及ぶような場合には、配置している指導員が状況を判断して声かけするなど、円滑な運営に努めるところであります。

続きまして、トレーニングルームにおける使用区分において男女の区分がないが、一緒に大丈夫かについてであります。民間でのフィットネスジムの中には男性の目線を気にせず思い切り運動に集中ができるような女性専用のジムも出てきておりますが、市が設置するトレーニングルームには指導員や職員が配置されることから、いつでも目が行き届いており、トレーニング内容の相談やトラブルなどにも対応しやすいものと考えております。なお、気になる方には、事前に確認していただければ女性の指導員が対応することも可能であります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今お話があったように、以前はトレーニングルームの料金設定というのが別にあったときがあるのです。今の次長のお話でいくと、それが原因で利用人数が少なくなってきたみたいな話し方だったのですけれども、今回より多くの人方に、特に高齢者の皆さんにも利用してもらおうというお話もあるし、それから今までの筋肉もりもりのためのトレーニングではなく、もっと健康増進みたいな形の機器が多くなっているとも思いますし、そういう意味でいうと、もう少しこの使用料については工夫をしても、だからといってどこかの民間のところみたいに何千円も取れなんていうことではないのですけれども、

機器は意外と油圧性のものが多いし、メンテナンスとかも結構かかるのではないかとも思うのです。今のところ、次長のお話で地域おこし協力隊の方々が2人いて結構まめに見てもらってというお話もあるのですが、たまたまこの方々は国の制度にのっとってお金が国から出る方々なので、何年間かはいいかもしれませんが、ずっと地域おこし協力隊の方々に担ってもらうというわけにはいかないと思いますし、一度最初にやり始めたことというのはそう簡単に、それがとてもいいサービスであればあるほど、途中で地域おこし協力隊の方々の制度というか、この方々がいなくなってしまうからといって、そこに指導員っぽい方々を置かないというわけにもいかないと思うのです。

料金設定をするのは途中ではできないのです。このときだと私は思うのです。一番最初のときに、どうするのかということをしっかり考えた上でやっていかなければいけない。もちろん提案されているのだから、しっかりその辺は考えられてのことだとは思いますが、たとえばあと150円プラスする、200円プラスするだとしても、私は利用量が減るような魅力のないトレーニングルームではないと思っているのです。ただ、ここまでいい施設ができるのだとすれば、駅前のところこれを造ってもらったらもっとよかったというのは思っているのですが、それは今には関係ないことではあるのですが、その辺のところでももう少し意識をされて考えられなかったのかというのをもう一度しっかりと伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 峯田和興君 トレーニングルームの料金に際して別料金に設定しなかったというご質疑でございますが、先ほど1回目のところでも答弁いたしましたとおり、トレーニングルームの廃止のときには1日平均二、三人の利用というところもございました。せっかく設置している。今回特に高額な機器の取得というところもありまして、今まで使っていた人ではない新しい人をいかに、総合体育館に来てトレーニング機器を使ってもらうようなことをしていかなければならないと考えております。地域おこし協力隊の指導員2名配置をするというところで、そのほかにも総合体育館の職員、あるいは今いる会計年度任用職員の女性の窓口の方等も交代でシフトを組みながら対応していこうと考えております。また、地域おこし協力隊の指導員の方にはトレーニングメニュー等々も、マニュアル等々も今後作成していただきながら、ある程度継続的にその指導ができるように、その辺についても取り組んでいきたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私の聞いた質疑と、今答弁合っていましたか。全然違う話を今聞いたように思うのですが、私は別料金のことを一生懸命聞いていたのです。だけれども、次に聞こうとすることを今お話しされたみたいな気がするのですが、困ったなど実は思っているのですが、今ここで別料金の話を聞いて座ってしまったら、最後の質疑になってしまうので、これは予算審査特別委員会でなかなか聞きづらいのです。今回使

用料のことしか出てこない条例改正なものですから、例えばここにもう少し規約っぽいもの、先ほどの使用のこと、このトレーニングルームで時間区分が午前、午後、夜と、これしかないものですから、一人の人がこの器械が気に入ったと行ってずっとやっても、別にそれは構わないということになってしまうわけです。普通は、こういうことをやる時には、今までの総合体育館のやり方とは違えないと駄目なのではないかと思っているのは、規則と言ったら大げさですけども、ルールです。例えばほかのまちの同じようなトレーニングルームの中では、一つの器械を30分限度ぐらいで交代してもらおうとか、さらには健康状態をかなりチェックして、この運動をする中で倒れてしまったりとかではないように、基礎的な体力測定を行ったりとか、多分それと同じようなことも今回考えていらっしゃるのではないかと思います。

そこまでもしやるのだとすれば、最初のうちからある程度それを発信できるような形を公式にも取るべきだし、おまけにそこまでしっかりとこのトレーニングルームの扱いをしていくのだとするならば、特別料金みたいなものがあっても全然不思議ではないと思います。その辺のところ、今までもトレーニングルームだけの別料金というものこれまでやってきたという経過もありますので、最後の質問ですけども、教育長にぜひ、この辺のところをどんな具合に考えてこられて今回の提案になったのかをお伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） それでは、私からトレーニングルームの別料金の関係ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この経過につきましては、もちろん今までもそういう経過がありましたので、トレーニングルームだけに別料金を設定して使用いただくかどうかという検討はさせていただいております。このような形でアリーナ、サブアリーナと同等に使っていただくというこの経緯につきましては、高齢者もそうですが、健康増進のために新たに運動を始める方に、アリーナあるいはサブアリーナと相乗効果を持たせると、トレーニングルームだけではなくていろいろなスポーツをしながら健康増進につなげていくと。そのときに、地域おこし協力隊の指導員が初心者の方もアスリートの方もそこでご指導ができると。そして、今回2名の配置のうち1名は女性ということもありますので、ここは相談いただければ女性にも十分対応できると。それから、何回かお話がありましたが、長時間のところについてもある程度、常時配置をするという形になっていきますので、それは使用状況を見ながら、あまりにも長い方についてはお声がけをしてサイクルをつくっていただくということにしておりますので、全体的にとにかく総合体育館を健康増進も含めていろいろな方に使っていただくと、こういう趣旨で今回同じ料金設定とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号、第8号及び第9号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。  
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております5議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

#### ◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時25分